

協働体制における機能強化型の人員配置について

令和5年12月25日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

登場人物



常勤・専従かつ
現任研修修了者



常勤・専従の
相談支援専門員



専従の
相談支援専門員
※常勤・非常勤問わず



地域生活支援拠
点に位置付けられ
た指定特定相談
支援事業所

機能強化型Ⅲ



それぞれの事業所に常勤・専従の相談支援専門員が1名以上配置されている必要があります。

専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が常勤専従かつ相談支援従事者現任研修を修了していること

機能強化型Ⅱ（2事業所の場合）



それぞれの事業所に常勤・専従の相談支援専門員が1名以上配置されている必要があります。

常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修を修了していること

機能強化型Ⅱ（3事業所の場合）



それぞれの事業所に常勤・専従の相談支援専門員が1名以上配置されている必要があります。

常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修を修了していること

機能強化型Ⅰ



それぞれの事業所に常勤・専従の相談支援専門員が1名以上配置されている必要があります。

常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1人以上が相談支援従事者現任研修を修了していること